

東京国際空港国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業 募集要項等に関する質問に対する一部繰り上げ回答

NO	資料名	ページ ・図番	行目	項目	質問の内容	回答
1	募集要項	2	28	4	「ただし」以降の文章ですが、実施方針等に関する回答と、募集要項等に関する回答のいずれの優先順位が高いでしょうか。	募集要項等に関する回答の優先順位が高くなります。
2	募集要項	3	12	5(3)	ここで挙げられている対象施設のいずれかは、PFI法第十二条の三に定められた「特定施設」に該当しますか？ 該当するものがございましたら、教えて下さい。（★第一次提案に関する質問のため、至急返答願います。）	選定事業の対象施設が特定施設に該当することは想定されません。
3	募集要項	3	12	5(3)	8/15に施行された改正PFI法は、本事業に適用されると理解して宜しかったでしょうか。 その場合、本事業においてPFI法第十一条の二の第3項に定められた「特定民間施設」を提案することは、貨物ターミナルの機能を損なわない範囲において可能でしょうか。 （★第一次提案に関する質問のため、至急返答願います。）	改正PFI法は本事業に適用されます。 本事業に付帯し、必要な範囲において収益施設等を提案することは可能です。この場合、土地の有効利用の観点から上空の利用を基本とします。
4	募集要項	3	12	5(3)	8/15に施行された改正PFI法に基づき、「特定民間施設」又は「特定施設」を第三者に譲渡することを事業者が提案する場合、国との協議は事業者選定後、国として何時でも受け付けられると考えて宜しかったでしょうか。 また、譲渡の時期は竣工検査後であれば何時でも可能と考えますが、宜しかったでしょうか。	特定民間施設を第三者へ譲渡することは認めません。 また、選定事業の対象施設が特定施設に該当することは想定されません。
5	募集要項	3	12	5(3)	「その他付帯施設」の提案が可能とされていますが、要求水準書第2編13頁の表中に例示がある食堂や売店以外に、収益的施設を提案することは可能でしょうか。	本事業に付帯し、必要な範囲において収益施設等を提案することは可能です。この場合、土地の有効利用の観点から上空の利用を基本とします。
6	募集要項	3	26	5(4)	「対象施設の事業期間内所有」に関し、実施方針等の質問回答NO.40では、「SPCが第三者に対象施設の譲渡等を行うことは原則として認められません」とされていますが、8/15に施行されたPFI法の改正によって、その回答に変更がなされることはないでしょうか。	変更はありません。
7	募集要項	3	30	5.(5)①	対象施設の運営に関する業務として、貨物取扱業務がありますが、当該業務の実施はSPCの任意と理解してよろしいでしょうか。また、貨物取扱業務を行わないことが評価・審査の上で差がつくとすれば、それはどのような場合でしょうか。	貨物取扱業務を自ら行うか否かは事業者の判断とします。 なお、事業者選定においては、より効率的で利便性の高い物流機能を確保出来るような提案を評価します。
8	募集要項	3	30	5.(5)①	対象施設の運営業務に関する業務として、SPCは貨物取扱業務を行うとあります。実施方針に対する質問と回答においては、「SPCは、航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを行うことができる規定と解釈」とありますが、募集要項に記載の同項も実施方針時と同様の解釈が可能で、旅客手荷物の搭載/取卸との統一的・効率的業務遂行の観点等により、貨物取扱業務をSPCの業務領域とするかはSPCの判断ということではよろしいでしょうか？	NO. 7の回答を参照してください。

9	募集要項	4	2	5(5)	貨物取扱業務については、要求水準書第2章第2節「貨物取扱業務：航空貨物の取扱」に、「航空貨物取扱業務を自ら行う場合は」という記載がありますが、自ら行わない場合を想定することも可能です。自ら行わない場合、評価に差が生じるようなことにはならないという理解でよろしいでしょうか。	N O. 7の回答を参照してください。
10	募集要項	4	7	③対象施設の施工監理に関する業務	警備業務を予定している立場でお尋ねします。機械警備業者は、都道府県公安委員会規則で定める基準に従い、即応体制を整備する義務が課せられており（警備業法第11条の7）、そのためには、警備を担当する業者の仕様による警備業務用機械設備を対象施設に設置し、機械設備に障害が発生した場合でも即時に復旧させる体制を整えておく必要があります。また、セキュリティシステムは警備用機械設備と配線の内容を厳重に秘匿することによって初めてシステムの堅牢性が保持されるという性格を有しており、設計内容を公開する一般競争入札にはなじみません。これらの点から、警備業務の遂行のための機械設備並びにその設置工事については分離発注の対象となり、W T O政府調達協定に準じて一般競争入札により選定、発注する範囲からは除外されると理解してよろしいですか。	①業務に必要な機器・設備等の調達は、原則として、W T O政府調達協定に準じて国が別途指定する手続きに基づき、一般競争入札により行う必要があり、この場合、代表企業、構成員又は協力会社と同一の者又は相互に資本関係若しくは人的関係のある者は入札に参加出来ません。一方、例えばW T O政府調達協定第15条（限定入札）に該当すると認められるものについては、随意契約により調達することが出来ます。 ②ご質問の内容にある事由のみを理由として、警備業務に必要な機器・設備等の全般を随意契約により調達することは、認められません。
11	募集要項 業務要求 水準書 事業契約 書（案）	5 3 14	14 20 24	6(1) 第2編第1 章第2節 第5章第2 8条2	H18.5基本協定の締結（募集要項6.(1)）H21.9対象施設の完成予定日（事業契約書第29条2）、設計施工の履行期間は事業契約締結の日から36ヶ月（業務要求水準書第2編第1章第2節）とありますが、事業契約書におけるH21.9対象施設の完成予定日が最優先されると考えてよろしいでしょうか。また事業契約締結日が延びた場合は工期はスライドするという理解でよろしいでしょうか。	完成予定日が最優先されます。事業契約締結日が延びても工期はスライドしません。
12	募集要項	6	7	7(1)③	「SPCからの受託又は請負により応募企業、構成員又は協力会社が以下の業務に携わることを予定している場合には、応募者はその旨を明らかにする」とあり、応募者と協力会社以外の会社が本PFIで定められている業務に携わることができる規定と考えられますが、宜しかったでしょうか。一方で、実施方針等の質問回答No.150には「本PFIで定められている業務を、「応募企業、構成員又は協力会社」以外に委託、又は請け負わせることはできません」との回答があり、上記の解釈と矛盾します。（★第一次提案に関する質問のため、至急返答願います。）	本PFIで定められている業務を、応募企業、構成員又は協力会社以外に委託、又は請け負わせることはできません。
13	募集要項	6	7	7.(1) ③	「以下の業務に関わることを予定している場合には」とありますが、第一次審査資料提出、第二次審査資料提出の各時期において、全ての応募企業、構成員又は協力会社の役割が明確に決定していなくてもよろしいでしょうか。	全ての応募企業、構成員又は協力会社の役割を、決定している範囲で明確にしてください。
14	募集要項	6	14	7.(1)③	対象施設の維持管理業務について、一次段階で受託または請負う者が未定であった場合で、二次段階で特定する場合はその旨を別途明らかにする必要がありますか。またこの場合、⑥に定めるように国と協議の上、変更を認められる事が必要か。	そのとおりです。
15	募集要項	6	16	7	「各業務を応募企業、構成員又は協力会社の間で分担することは差し支えない」とありますが、応募企業等が共同企業体（ジョイントベンチャー）を組成して請け負うことは可能でしょうか。	構成員又は協力会社のみからなる共同企業体であれば可能です。
16	募集要項	6	18	7.(1)④	応募企業、構成員以外のSPCの株主は施工を実施する事業者になれるのでしょうか。	そのとおりです。

17	募集要項	7	8	7. (1)⑤ (イ)	役員とは、「実施方針に対する質問」に対してご回答いただいています①会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、②取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）、③会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選定された管財人、④委員会等設置会社における執行役又は代表執行役という理解でよろしいでしょうか。例えば、一方の会社の取締役が、他方の会社の監査役を現に兼ねている場合は、人的関係には当たらないという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
18	募集要項	7	8	7. (1)⑤ (イ)	人的関係には、一方の会社の役員または従業員が、他方の会社の役員になるために転籍している場合は該当しないことよろしいでしょうか。	そのとおりです。転籍により現に兼任していない場合は該当しません。
19	募集要項	7	13	7. (1)⑤ (ウ)	その他事業者の選定の適正さが阻害されると認められる場合や同視しうる資本関係又は人的関係が認めれる場合とは具体的にはどのような場合を示すのかご教示下さい。	個別具体的なケースは想定していません。
20	募集要項	8	4	7. (2)ウ	応募グループを構成する応募企業、構成員又は協力会社のうち万が一そのうちの1社が指名停止を受けた場合には、当該会社の辞退あるいは同等の役割を担う会社の参画により参加資格要件を満たすことができると理解してよろしいでしょうか。	7 (1) ⑥の規定の範囲で、構成員・協力会社の変更は可能です。
21	募集要項	11	5	9. (2)②	一次提案にあたり、第二次審査参加者とならなかった応募者の質問につきましても応募にあたっての参考となるものが含まれると想定されるため、提出された質問についてはすべて回答していただくことを確認させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。	回答しない場合もあります。
22	募集要項	11	26	11. (1)	【8月31日までの回答を希望致します】守秘義務誓約書は「第一次審査資料提出後…担当部局まで提出しなければならない」とありますが、第一次審査資料提出時に同時に提出して構わないでしょうか？	同時に提出して構いません。
23	募集要項	12	25	13	【8月31日までの回答を希望致します】第一次審査に於いて、「第二次審査参加者」として選定された者が、(様式10)の「辞退届」を提出し第二次審査参加を辞退した場合、その理由の如何に拘らず、保証金等の徴収、爾後の国交省の入札指名停止等のペナルティは無いと理解しますが、正しいでしょうか？もし前述理解が誤りとすると、辞退の場合のペナルティ等は、募集要項等のどこに規定されているのでしょうか？	ペナルティはありません。
24	募集要項	14	1	16 (3)	書面主義の原則は理解しますが、緊急を要する意思疎通、機密に関わる意思疎通など、書面に落とすことが不相当と思われる意思疎通については、当該規定の適用外と考えますが、宜しかったですでしょうか。	原案のとおりとします。
25	募集要項	15	13	16 (9) ⑧	「2通以上」の意味ですが、「2種類以上」という理解でよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
26	募集要項				“事業者”についての定義が、募集要項資料を拝見する限り見受けられませんが、どこかで定義して頂けませんでしょうか。察するに、事業者＝SPCだと理解しますが、それで宜しいでしょうか。 (★第一次提案に関する質問のため、至急返答願います。)	募集要項における「事業者」は一般用語として使用しています。
27	業務要求水準書	3	3	1編2章1. (1)	国内線の距離を目安ということですが、超過する場合は何キロメートルあるいは何%程度の超過でしょうか。	羽田発着の国内線の距離を目安として、近距離国際旅客定期便を就航させることとしています。

28	業務要求水準書	3	26	第1章 2. (1)2)	「公平性」について、「国内外の航空運送事業者、構内営業者等が公平な扱いを受け、平等な機会が与えられていること」が要件とあるが、空港自体がこれら業務又は関連する業務を行う事は「公平性」の要件において問題はないか。	質問の趣旨が不明ですが、航空会社がSPCに参加することについては、その場合にも当然公平な扱い等が求められます。
29	業務要求水準書	4	33	第1章 2. (3)1)	警備業務について、警備業法第4条認可を取得している業者の特定を入札の段階で行う必要はないと考えるが、審査上問題があるか。	第一次審査においては、警備業務について適切に対応できることが期待できる体制となっているかどうかは審査します。
30	業務要求水準書	2	2	第1章第2節	提案上の事業プランには、提案者の想定する需要見通等の諸前提の下で作成する部分が含まれていてもよろしいのでしょうか。（★第一次提案に関する質問のため、至急返答願います。）	指定した条件で提案してください。
31	業務要求水準書	2	14	第1章総則第2節 基本 条件	ピーク時間あたりの発着回数とは、どの時間帯でしょうか。	現時点では未定です。
32	業務要求水準書	2	16	第1章総則第2節 基本 条件	深夜早朝時間帯の発着回数は、何回でしょうか。	現時点では、深夜早朝時間帯にどの程度就航するかは未定です。
33	業務要求水準書、 第2編 要求水準	3	6	第2章、第1節	貨物取扱業務について、「貨物の航空機への搭載、取卸等航空貨物の取扱いを行うこと」とされていますが、対象施設ではないエプロンにおける「航空機への搭載、取卸」は航空会社の業務であり、貨物上屋の運営を行うSPCに当該業務の実施が求められるのはなぜでしょうか。また、今回の提案においてSPCが当該業務を行う・行わないで評価に差が付くのでしょうか。	NO. 7の回答を参照してください。
34	業務要求水準書	3	17	第2章第1節	国は需要リスクを負担しませんので、要求水準書にある基礎数値（昼間貨物 約25万トン/年、深夜早朝 約25万トン/年）に相当する施設の整備はSPCが自らの判断によって事業期間の中で実現すべきものと考えますが、いかがでしょうか。オーバースペックが見込まれる際に無理にその施設を建設することは経営の安定を阻害するだけでなく、社会的に無駄な投資となってしまう。（★第一次提案に関する質問のため、至急返答願います。）	指定した条件で提案してください。なお、業務要求水準書P. 13にもあるとおり、利用者のニーズや社会情勢に応じて施設の変更が柔軟に行えるような提案をしていただく必要があると考えています。
35	業務要求水準書	3	17	第2章 第1節	「運営条件・一般・総則」の3. にある規定は、運営業務に係る設備の調達が発生し、当該調達事業契約書第9条及び別紙4の規定に該当する場合に限られるとの認識で、宜しかったでしょうか。代表企業・構成員・協力会社にSPCから直接発注する役務サービスに、事業契約書第9条及び別紙4の規定は該当しないとの認識で、宜しかったでしょうか。（★第一次提案に関する質問のため、至急返答願います。）	事業契約書（案）第9条及び同別紙4の規定は、同契約書（案）第14条2項、第18条2項、第38条2項及び同3項の規定による委託又は請負を除き、全ての調達に適用されます。
36	業務要求水準書	3	19	第2章第1節	「一定額」の基準とは何でしょうか。WTO政府調達協定に基づくものでしょうか。	WTO政府調達協定による調達制限額を想定しています。

37	業務要求水準書	3	19	第2章第1節	「一定額以上の・・・代表企業、構成員又は協力会社と同一の者又は、相互に資本関係もしくは人的関係のある者から行なってはならない。」とありますが、競争的な手続きを経れば代表企業、構成員又は協力会社からも調達できるという理解でよろしいでしょうか。（★第一次提案に関する質問のため、至急返答願います。）	認められません。
38	業務要求水準書	3	19	第2編第2章第1節	「一定額以上の物品の調達は・・・」とありますが、WTOによる調達制限額との理解でよろしいでしょうか。	NO. 36の回答を参照してください。
39	業務要求水準書、第2編要求水準	5	29	第2章、第2節	「IATA、AOCにおける調整を行うこと」とありますが、一般的に貨物取扱業務はSPCと個別航空会社の相対で協議されるべき事項と判断されます。IATA等における調整の必要性について具体的にお示し頂けないでしょうか。	提案者の判断ですが、例えば、東京国際空港に国際線貨物地区を新たに整備、運用していくに当たっての情報（基礎的な数値・計画内容等）、施設整備の内容、運用方法等について調整しておく必要があると考えています。
40	業務要求水準書第2編	5	29	第2章第2節	貨物取扱業務に関して「IATA・AOCにおける調整を行うこと」とありますが、調整が必要と想定されうる具体的な事項をお示し頂けないでしょうか？	NO. 39の回答を参照してください。
41	業務要求水準書第2編要求水準	6	3	第2章第2節 運營業務に関する性能要求 航空運送事業者等に対する施設貸与業務 航空運送事業者等に対する施設の貸与	「航空貨物取扱業務を自ら行わない場合は・・・」とありますが、航空貨物取扱業務を一切行わず、航空運送事業者等に対しての施設貸与業務に徹することが可能なスキームと考えてよろしいでしょうか。	NO. 7の回答を参照してください。
42	業務要求水準書第2編要求水準	6	3	第2章第2節 運營業務に関する性能要求 航空運送事業者等に対する施設貸与業務 航空運送事業者等に対する施設の貸与	「航空運送事業者等に対して、貨物の航空機への搭載、取卸等航空貨物取扱業務を迅速かつ円滑に行うために必要なスペースを公平に貸与するとともに」とありますが、航空運送事業者等とは、航空運送事業者以外に貨物取扱事業者のみを施設貸与の対象者として含むのでしょうか。また、貨物運送事業者（フォワーダー等）へは上屋並び本事業対象敷地内に建設する施設を貸与することは可能でしょうか。	「貨物取扱事業者のみ」の意味がよくわかりませんが、貨物取扱業務を迅速かつ円滑に行うために、必要とする事業者（貨物運送事業者（フォワーダー等）を含む。）に必要なスペースを公平に貸与させることです。
43	業務要求水準書	6	7	第2編第2章第2節	「可能な限り早い段階からIATA、AOCにおける調整を行うこと」とありますが、これは事業契約締結後と理解してよろしいでしょうか。また、2次審査提案前までに利用航空会社は公表されるのでしょうか。	そのとおりです。 利用航空会社の公表は予定していません。
44	業務要求水準書	6	7	第2編第2章第2節	「可能な限り早い段階からIATA、AOCにおける調整を行うこと」とありますが、2次審査提案前までにIATA、AOC及び想定される航空運送事業者と施設賃料の交渉をしてよいでしょうか。	事業者決定前から開始するかどうかは、事業者の判断と考えます。なお、一般的には、早くとも事業契約締結以降と考えます。

45	業務要求水準書	9	11	用地造成地盤高	実施方針公表以来、敷地造成は特段の限定なく、エプロン事業で実施することになっていました。従って、用地造成地盤高について、貸付される敷地は、全体が一定レベルに造成・整地されたものであり、エプロン等事業要求水準書27頁12行「全ての用地造成の施工業務・事業別整備範囲図1-1」により用地全体がAP+5.0に造成されるものと考えてよろしいでしょうか。仮に貨物SPCが一部造成を代行する場合は、当該代工事代金の国ないしエプロン事業者からの受取り、または、土地賃借料の値引き等により補償して頂けるものと考えてよろしいでしょうか。（★第一次提案に関する質問のため、至急返答願います。）	東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業入札説明書、添付資料：資料-2業務要求水準書 図面集1. 一般図面集・1-18用地造成地盤高平面図の範囲とします。 また、本事業の実施にあたり行われる工事の費用は、すべて貨物SPCの負担です。 なお、エプロンPFI事業と貨物PFI事業が共に整備費を節減できるため、原案のとおりとしているものです。
46	業務要求水準書	13	18	第3章 第2節	「制限区域・管理区域を明確にする」旨の規定がありますが、PFI法第十一条の二の第3項に定められた「特定民間施設」を提案する場合、敷地の範囲の一部を制限区域・管理区域から外れたエリアとし、貨物ターミナルの機能を損なわない範囲において「特定民間施設」を配置することは可能でしょうか。（★第一次提案に関する質問のため、至急返答願います。）	本事業では不可とします。
47	業務要求水準書、第2編 要求水準	14	19	第3章、第2節	「将来の拡張」とは、基礎数値（年間50万ト）を上回る需要への対応を意味するものでしょうか？あるいはSPCの需要予測に基づいて施設規模を段階的に50万トに拡張する場合のことを意味しているのでしょうか？	「将来の拡張」とは、基礎数値（年間50万ト）を上回る需要への対応を意味します。
48	業務要求水準書 第2編	14	19	第3章 第2節	「将来の拡張に関する考え方」とありますが、基礎数値以上の貨物取扱への対応を意味しているのでしょうか？若しくは50万トンを将来取り扱えるように拡張を行うという意味なのでしょうか？	「将来の拡張」とは、基礎数値（年間50万ト）を上回る需要への対応を意味します。
49	基本協定書（案）	2	22	第5条2	間接保有は、本号において「代表者又は構成員」とみなされますか。要すれば、本号の適用においては、直接保有・間接保有を併せて「SPCの前議決権の2分の1を超える議決権が保有」されていれば足りませんか。	同項に関する脚注2を参照してください。
50	基本協定書（案）	2	24	第5条2-1	代表企業又は構成員以外の株主の議決権保有割合が代表企業又は構成員の議決権保有割合と同等になることは認められるのでしょうか？	代表企業又は構成員以外の株主の議決権保有割合が株主中最大としないようにする必要があります。
51	基本協定書（案）	2	27	第5条2	SPCが事業契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、SPCの株主が保有するSPCの株式の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し又は同株式に担保を設定する場合、国の承諾はなされるとの理解で宜しいでしょうか。仮に承諾が得られない場合は、どのような場合ですか。	正当な必要性があり、事業の安定かつ継続した実施が確保される場合は、国は承諾を行います。
52	基本協定書（案）	2	29	第5条第2項2号（SPCの株主）	国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならないとありますが、正当な事由なく承諾が拒まれることはないとの理解でよろしいでしょうか。	正当な必要性があり、事業の安定かつ継続した実施が確保される場合は、国は承諾を行います。
53	基本協定書（案）	2	29	第5条第2項 第2号	本件事業の実施のための資金調達にあたり、SPCの株式の上に融資金融機関のために担保設定する場合、かかる担保設定についての承諾を留保しない旨の規定を置いていただけますでしょうか。	正当な必要性があり、事業の安定かつ継続した実施が確保される場合は、国は承諾を行います。
54	基本協定書（案）	2	29	第5条2-2	「株主は事業期間が終了するまでSPCに対する株式を保有するものとし、…」とありますが、代表企業又は構成員以外のSPC株主の株式譲渡、担保権の設定等に関しては自由、少なくとも代表企業又は構成員の譲渡、担保権の設定等より緩やかな条件で認められるべきでは無いでしょうか？	原案のとおりとします。
55	基本協定書（案）	2	32	脚注2	「国が認めた場合には、…会社等をして間接的にSPCの株式を保有すること」も可能とありますが、代表企業又は構成員はこの会社等の株式の譲渡、担保権の設定等に関しても、国の事前の書面による承諾が必要でしょうか？	必要です。

56	基本協定書(案)	3	7	第5条第2項第4号	「第一号記載の議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮したうえ、その保有する議決権を行使する」とあります。第一号記載の議決権保有比率を満たせば、増資前・後の各株主の出資比率・議決権保有比率が異なってもよいと解釈しますが、いかがでしょうか。	国の承諾がある場合は認めます(この旨、事業契約書(案)を修正する予定です。)。なお、必ずしも厳密な出資者全員の出資比率維持を必要としない場合があります。
57	基本協定書(案)	3	10	第5条2	株主間契約は、国の承諾を得ることなく株主間にて随時変更が可能との理解で宜しいでしょうか。	変更は可能ですが、変更内容が提案書、誓約書等の内容を満たしているか確認するため、変更後の株主間契約の写しを国に提出して下さい。満たしていない場合、満たすように変更する必要があります。
58	基本協定書(案)	3	10	第5条2	新株主との間で締結される株主間契約は、旧株主間契約と内容を異にすることは可能ですか。	株主間契約は全ての株主を当事者として結ばれる単一の契約です。なお、新旧の株主間契約で内容を変更することは可能ですが、契約の内容が提案書、誓約書等の内容を満たしているか確認するため、新しい株主間契約の写しを国に提出して下さい。満たしていない場合、満たすように変更する必要があります。
59	基本協定書(案)	4	17	第8条	対象施設を信託財産にすることはできないのでしょうか?	基本協定書(案)、事業契約書(案)等に定められた条件を満たす限りにおいて、対象施設を信託財産とすることは可能です。
60	基本協定書(案)	4	17	第8条	SPCをSPC法のSPCとすることはできないのでしょうか?	できません。
61	基本協定書(案)	4	17	第8条	信託財産もしくはSPC法のSPCに出来ない場合で、SPCが特定組合出資、又は任意組合出資を募る場合にはSPCは特定共同事業法に基づく許認可を受ける必要があると考えられるが、SPCが同法の許認可を受ける事に制約はありませんか?	特定共同事業法に基づく許認可をうけようとするにあたり、SPCであること自体による制約はありません。なお、基本協定書(案)5条2項2号並びに事業契約書(案)57条2項及び3項を参照してください。
62	基本協定書(案)	4	17	第8条	「選定事業者はSPCをして～」とありますが、この表現はSPCの債務を選定事業者が保証するようにも理解でき、実質的にSPCではなく選定事業者が事業契約上の債務も負うことになってしまいます。例えば「選定事業者はSPCをして●●するよう善処する」等の表現に変えて戴けませんでしょうか?	原案のとおりとします。
63	基本協定書(案)	4	17	第8条	SPCを設立する本来の目的は、本件事業について株主の責任を有限とするためのものですが、現条文では株主の責任が無限となるため、1項および2項について、それぞれ次のとおり修正をご検討願います。1項:「～請け負わせるよう最大限努力するものとする。」2項:「～履行させるよう最大限努力しなければならない。」	原案のとおりとします。
64	基本協定書(案)	4	18	第8条	「受託者等」を別紙3に記載するとありますが、代表企業、構成員及び協力会社以外の企業に対しても、本件事業の業務の一部をSPCから委託又は請け負わせることができると考えて、宜しかったでしょうか。また、運営・維持管理に係る業務は基本協定書締結時期の数年後から始まるため、価格やサービスレベルを選択する意味において、その段階で受託者等を確定させるのは望ましくないと考えられますので、別紙3には全ての業務に対する「受託者等」を記載する必要はないものと考えて、宜しかったでしょうか。	NO。12から14の回答を参照してください。なお、受託者等は、決定している範囲で明確に記述してください。
65	基本協定書(案)	4	20	第8条2	本項は、受託者等が委任契約又は請負契約に関し債務不履行を起こした場合、選定事業候補者が受託者等が負担する債務につき連帯責任を負担することの趣旨ですか。	本項は選定事業候補者として、SPCをして誠実に履行させる義務を課しているものであり、同項に違反した場合は責任を負うことがあります。
66	基本協定書(案)	4	20	第8条第2項	本条項は、選定事業候補者が本件事業に係るSPCの債務を保証したり、本件事業が成功しなかった場合に、選定事業候補者が直接国に責任を負ったりする趣旨の規定ではないことにつき、確認していただけますでしょうか。	本項は選定事業候補者として、SPCをして誠実に履行させる義務を課しているものであり、同項に違反した場合は責任を負うこと等があります。

67	基本協定書(案)	4	21	第8条第2項	「委任契約」とありますが、「委託契約」の間違いではないでしょうか。	「委任」を「委託」に修正します。
68	基本協定書(案)	4	24	第8条3	脱退した構成員は、脱退により基本協定書及び事業契約上の義務及び債務から免責的に離脱するとの理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
69	基本協定書(案)	4	32	第10条	本条の秘密保持義務は、事業契約終了と同時に終了しますか。	第11条なお書きを参照してください。
70	基本協定書(案)	5	1	第10条	「裁判所」を「裁判所その他公的機関」としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
71	基本協定書(案)	5	1	第10条	SPCへの秘密開示は認められると考えられますので、「～ただし、SPCに開示する場合、裁判所により開示が命じられた場合、～」に修正をご検討願います。	原案のとおりとします。
72	基本協定書(案)	9	4	別紙2誓約書第6項	選定事業候補者間の株式譲渡については、国の事前の書面による承諾は不要としていただけないでしょうか。	認めません。
73	事業契約書案	8	28	第9条	事業契約別紙4第5項との関係で、別紙4記載の調達の方法は、あくまで第20条に定める施工企業の選定のみに関するもので、第14条第2項・第18条第2項・第38条第2項第3項とは矛盾しないという理解でよろしいでしょうか。構成員、協力会社以外の出資企業からの調達も、事業契約別紙4第5項による規制の対象外であると考えてよろしいでしょうか。(★構成員選定のために必要な情報ですので、第一次審査前に回答していただければ幸いです。)	矛盾しません。別紙4記載の調達方法は、施工企業の選定だけでなく全ての物品等の調達に適用されます。また、定められた手続に従って構成員、協力会社以外の出資企業から調達することも問題ありません。
74	事業契約書(案)	8	28	第9条	WTO政府調達協定に則って調達を行うこととありますが、調達の方法として、性能発注、仕様発注のどちらも認められるという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
75	事業契約書(案)	8	28	第9条	前回の質疑回答NO.174において「対象施設の施工を実施する事業者の参加資格要件については、募集要項等公表時に示す」とありますが、募集要項等には具体的な入札参加資格要件が示されておりません。ご提示願います。	「対象施設の施工を実施する事業者の参加資格要件」については、事業契約書(案)第9条及び別紙4を踏まえた上で確定することとなります。
76	事業契約書(案)	9	22	第14条	事業者は、設計業務を設計企業に委託し又は請け負わせなければならないとありますが、この記述は、SPC自体が設計業務を行うことは認められないという理解でよろしいでしょうか。	設立されるSPCは、設計の実績、建築士法上の資格がないので自ら設計を行うことは不可能と考えます。
77	事業契約書(案)	9	22	第14条	SPCに出資する応募企業または構成員によって構成される事業者と設計業務を担う設計企業との間の関係は委託又は請負契約にもとづく発注者と受注者の関係として位置付けられると理解してよろしいでしょうか。	設計業務は、SPCから設計企業への委託又は請負により行うものとします。
78	事業契約書(案)	11	21	第18条	事業者は、施工監理業務を施工監理企業に委託し又は請け負わせなければならないとありますが、この記述は、SPC自体が施工監理業務を行うことは認められないという理解でよろしいでしょうか。	設立されるSPCは、施工監理の実績、建築士法上の資格がないので自ら施工監理を行うことは不可能と考えます。
79	事業契約書案	16	2	第34条第1項・第39条	本条で規定されている貨物取扱事業者等とは、貨物上屋等において貨物取扱を行う事業者を想定されていると推察いたしますが、別紙1(12)に規定されている貨物取扱事業者等の定義はいわゆるフォアオーダーや代理店を指していると考えますが、どちらの定義が正しいのでしょうか	質問の趣旨が不明ですが、事業契約書(案)別紙1(12)において規定しているとおりです。
80	事業契約書(案)	16	9	第35条	8/15に施行されたPFI法の改正によって「特定民間施設を第三者に譲渡する場合、行政財産(土地)の貸付」が認められるようになりましたが、本事業で当規定を適応した提案をする場合、本条と同様に定期借地権方式での貸付になるのでしょうか。	特定民間施設を第三者へ譲渡することは認めません。

81	事業契約書(案)	17	13	第38条2	運営企業が運営業務を再委託する場合、国の事前の書面による承諾は必要ですか。	不要です。
82	事業契約書(案)	17	15	第38条3	維持管理企業が維持管理業務を再委託する場合、国の事前の書面による承諾が必要ですか。	不要です。
83	事業契約書案	22	14	第57条第2項第2号	「事業者の資本金を、国の承諾なくして、〔(提案金額)〕以下に減少しないこと。」といった文言が相当ではないでしょうか。	原案のとおりとします。
84	事業契約書(案)	23	1	第57条3	ファイナンスの組成上必要な地位譲渡予約や担保権設定は承諾頂けると考えてよろしいでしょうか	正当な必要性があり、事業の安定かつ継続した実施が確保される場合は、国は承諾を行います。
85	事業者選定基準	3	10	第4(2)	事業者選定の事務局とは、国殿という理解でよろしいのでしょうか。それとも、国殿が置いたアドバイザーということになるのでしょうか。	国です。
86	事業者選定基準	3	11	第4(2)	「ヒアリングを実施し」とありますが、具体的な日時は、第一次審査以降に連絡があり、10月6日までのいずれかの平日と考えていて、宜しかったですでしょうか。その際、実施日の数日前までにご連絡頂けるものと考えて、宜しかったですでしょうか。(★第一次提案に関する質問のため、至急返答願います。) また、第二次審査書類提出以降に、ヒアリングはないと考えていて、宜しかったですでしょうか。	未定です。
87	事業者選定基準	4	1	第4(4)	第一次審査は、応募者が募集要項に示す参加資格要件を満たしているかを、1. 事業全体方針、2. 事業実施体制、3. 類似業務実績の3点を通じて、100点満点で審査するものでありますが、合格最低点は想定されているのでしょうか。また、3審査基準個々の合格最低点のようなものを想定されているのでしょうか。	評価の方法に関わるため、回答しません。
88	事業者選定基準	4	表中	第4(4)審査基準3. 類似業務実績 貨物取扱業務実績	「貨物取扱業務実績」として輸出入貨物の取扱業務実績を審査されますが、貨物取扱業務を自ら行わず施設貸与業務を選択できることから、輸出入貨物を取り扱う貨物上屋の施設貸与業務実績も評価対象に含めて頂きたい。	原案のとおりとします。
89	事業者選定基準	4	表中	3	プロジェクトの企画、新規事業の立ち上げ実績について、本PFI事業に類する案件の方が、評点は高いと考えて、宜しかったですでしょうか。(★第一次提案に関する質問のため、至急返答願います。)	事業者選定基準に従って評価します。
90	提出書類の記載要領及び様式集	1	9	第1 3. (1)イ	第一次審査時の提出資料に関して、印鑑証明書や商業登記簿謄本、納税証明書等は記載されていないが、不要と考えてよいのか。	そのとおりです。

91	提出書類の記載要領及び様式集	1	表中		以下、第一次、第二次審査における記載指示事項が示されておりますが、これらは一例であり、当該事項以外にも必要と思われる提案を加えても、宜しかったですでしょうか。	提案者の判断とします。
92	提出書類の記載要領及び様式集	1	表中		以下、第一次、第二次審査における頁数制限が示されておりますが、制限頁数に達していない場合においても、頁数の多寡だけで評価が変わることはないと考えて、宜しかったですでしょうか。	制限頁数以内であれば頁数の多寡だけで評価が変わることはありません。
93	提出書類の記載要領及び様式集	2	9	第1(3)	「経営陣の構成」は具体的氏名ではなく役割という理解でよろしいでしょうか。	応募者の判断とします。
94	提出書類の記載要領及び様式集	2	23		貨物取扱業務実績、貨物上屋設計実績、貨物上屋施工監理実績につきまして、当該実績を有する担当者名前及び業務の具体的な内容について最大5件まで記述することとありますが、応募企業、構成員又は協力会社において、当該業務に携わる予定の者の業務実績を記述するという理解でよろしいでしょうか。	当該実績を証する書類を添付した上で、当該実績を有する企業の名称（担当者の名前）及び業務の具体的な内容について最大5件まで記述することとなっています。
95	提出書類の記載要領及び様式集	2	25	第1.3(3)	【8月31日までの回答を希望致します】当該実績を証する書類とは、決算報告書等当該業務の取扱が確認できる書類でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 確実に証明出来ることが必要ですので注意して下さい。
96	提出書類の記載要領及び様式集	2	29	第1.3(3)	【8月31日までの回答を希望致します】当該実績を証する書類とは、決算報告書等当該業務の取扱が確認できる書類でよろしいでしょうか。	発注元の証明又は請負時の仕様書及び契約書の写し等、確実に証明出来る書類とします。
97	提出書類の記載要領及び様式集	2	33	第1.3(3)	【8月31日までの回答を希望致します】当該実績を証する書類とは、決算報告書等当該業務の取扱が確認できる書類でよろしいでしょうか。	発注元の証明又は請負時の仕様書及び契約書の写し等、確実に証明出来る書類とします。
98	提出書類の記載要領及び様式集	2	38	第1.3(3)	【8月31日までの回答を希望致します】当該実績を証する書類とは、決算報告書等当該業務の取扱が確認できる書類でよろしいでしょうか。	発注元の証明又は請負時の仕様書及び契約書の写し等、確実に証明出来る書類とします。
99	提出書類の記載要領及び様式集	2	表中		貨物取扱業務実績の中で、当該実績を証する書類とありますが、具体的にどんな書類を想定されておりますでしょうか。（★第一次提案に関する質問のため、至急返答願います。）	施設の設置承認書及び構内営業許可書、発注元の証明又は請負時の仕様書及び契約書の写し等、確実に証明出来る書類とします。
100	提出書類の記載要領及び様式集	6		(4)	設計コストのかさむ基本設計レベルを要求されていると思われませんが、提案上の事業計画と着工時点での計画とでは差異が生じることが想定されます。提案におけるコスト合理化のために図面、計算書要求水準を簡略化できないものでしょうか。（★第一次審査に関する質問のため、至急返答願います。）	原案のとおりとします。
101	提出書類の記載要領及び様式集	10	4	2	ここで記載されている規定は、第二次審査書類に対してであり、第一次審査書類の各提案書においては、企業名を記載してもよいという理解で、宜しかったですでしょうか。（★第一次提案に関する質問のため、至急返答願います。）	第一次審査書類においては、企業名の記載についての制限はありません。

102	提出書類の記載要領及び様式集	11	10	7エ	Microsoft Word又はMicrosoft Excelを使用して作成し、とありますが、イラストレータ、PowerPointで作成、提出することはできませんでしょうか。図面や挿絵が必要な提案書は、作成できない場合もありますので、ご一考願います。	認められません。
103	提出書類の記載要領及び様式集	別紙1	1		8/15に施行された改正PFI法に基づく「特定民間施設」又は「特定施設」の第三者譲渡、又は要求水準書等で例示のない新たな「その他付帯施設」を提案する場合、本様式の事業計画にその収支を含めても宜しかったでしょうか。含めない場合は、他の紙面を使って、別途当該提案事業の収支を提案することは可能でしょうか。	NO. 4の回答を参照してください。
104	提出書類の記載要領及び様式集	-	6	第一次審査時提出書類様式集(様式3)	応募グループ名は、応募グループが任意に決めてよろしいのでしょうか。	簡潔で分かりやすい名称を定めて下さい。
105	提出書類の記載要領及び様式集	-	10	第一次審査時提出書類様式集(様式4)	構成員及び協力会社の「本事業における役割」はたとえば①プロジェクトマネジメント、②フィナンシャルアレンジメント等でも可能でしょうか、ご教示下さい。	当事業に必要な業務で、事業者の判断によります。SPCに必要な業務を何ら行わない者は、応募グループに加われません。
106	提出書類の記載要領及び様式集	-	21	第一次審査時提出書類様式集(様式8)	国に対して誓約した場合とありますが、誓約方法はいかがお考えでしょうか。	誓約書の提出を考えています。
107	提出書類の記載要領及び様式集	-	1	第一次審査様式集全体方針	右上の番号欄は、何の番号を記載すればよろしいでしょうか。	記入は不要です。
108	参考資料	1		事業別整備範囲図面集	貨物地区への鉄軌道の駅舎が無いと思われませんが、旅客ターミナル地区と貨物ターミナル地区との往来に、公共交通機関の導入計画はないのでしょうか。	両地区の往来としての公共交通機関の導入計画は現在承知していません。